

○町田市男女平等推進センター運営委員会設置要綱

平成12年4月1日

施行

市民部市民協働推進課

改正 2014年7月1日

第1 設置

町田市男女平等推進センター（以下「センター」という。）の円滑な運営を図るため、町田市男女平等推進センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 役割

委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) センターの主催事業の協働に関すること。
- (2) センターの利用に関すること。
- (3) 男女平等フェスティバルの実施に関すること。

第3 組織

- 1 委員会は、委員14人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市内の男女平等推進関係団体の代表 12人以内
- (2) 公募による市民 2人以内

第4 委員の任期

- 1 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として4年を限度とする。

第5 委員長等

- 1 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理す

る。

第6 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 作業グループ

- 1 委員会に、委員の一部で構成する作業グループを置くことができる。
- 2 作業グループの構成及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第8 庶務

委員会の庶務は、市民部市民協働推進課において処理する。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2014年7月1日から適用する。